

新旧対照表
【システム導入官署における輸出通関事務処理体制について（平成12年3月31日蔵閣第243号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第2条第1号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）及び通関情報総合判定システム（以下「判定システム」という。）の導入官署における輸出通関事務処理体制を下記のとおり定め、平成12年4月1日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 基本的な審査方法等</p> <p>I 及びII （省略）</p> <p>III 受付管理事務</p> <p>1 区分2又は区分3として選定された輸出申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていらない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。</p> <p>イ 申告情報を受信した後に提出される添付書類等の有無の確認 なお、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて第4章第12節12-1の規定により仕入書が提出された場合には、必要項目が入力されているか又は正確に入力されているか等を確認し、疑義が認められる場合には書面又は輸</p>	<p>輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第2条第1号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）及び通関情報総合判定システム（以下「判定システム」という。）の導入官署における輸出通関事務処理体制を下記のとおり定め、平成12年4月1日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 基本的な審査方法等</p> <p>I 及びII （同左）</p> <p>III 受付管理事務</p> <p>1 区分2又は区分3として選定された輸出申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていらない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。</p> <p>イ 申告情報を受信した後に提出される添付書類等の有無の確認<u>（書面により提出される場合で航空の貨物情報を有する貨物にあっては、輸出申告等に係る申告控を含む。）</u> なお、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて第4章第12節12-1の規定により仕入書</p>

新旧対照表

【システム導入官署における輸出通関事務処理体制について（平成12年3月31日蔵関第243号】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>出入・港湾関連情報処理システムを用いて電磁的記録により仕入書の提出を求めるものとする。</p> <p>ロ～チ (省略)</p> <p>2及び3 (省略)</p> <p>IV～VI (省略)</p> <p>第2 (省略)</p>	<p>が提出された場合には、必要項目が入力されているか又は正確に入力されているか等を確認し、疑義が認められる場合には書面又は輸出入・港湾関連情報処理システムを用いて電磁的記録により仕入書の提出を求めるものとする。</p> <p>ロ～チ (同左)</p> <p>2及び3 (同左)</p> <p>IV～VI (同左)</p> <p>第2 (同左)</p>